

「工事中情報共有システム」の活用

工事中情報共有システム

【目的】

国土交通省が打ち出す方針に従い、受発注者の業務効率化、品質確保の推進の一貫として、情報通信技術（ICT）を導入し、「受発注者のコミュニケーション円滑化」、「関係帳票の処理の迅速化」、「監督検査業務の効率化」等を目的として、受発注者の間で**情報共有システム**の活用を積極的に図る。

工事中情報共有システム

【効果】

受発注者の業務の効率化として、「関係帳票の処理の迅速化」、「関係帳票の整理作業の軽減」、「検査準備作業の軽減」、「情報共有の迅速化」及び「日程調整の効率化」があり、これにより受発注者間のコミュニケーションが円滑化することはもちろん、建設生産システムの生産性向上を図ることができます。

さらに、関係機関・地元協議資料、安全管理資料等を、受発注者を問わず、関連する関係者を含めて共有することにより、事業全体を円滑化することができます。



適切な検査と成績評定

検査準備作業の軽減と精度の向上

完成通知後に限られた時間内で検査を行うこととなるが、検査を担当する職員がシステムを通じて関係書類を日常的に確認できるため、検査準備作業の軽減と精度の向上が期待できる。

帳票と納品データの確認がより平準化

システムから提供される統一化された帳票と、納品データの作成をシステムが支援した、統一化された取りまとめ方法により、関係書類の閲覧性がより平準化される。

受発注者の情報共有や協議の迅速化

掲示板機能

受発注者のみならず、関連する事業の関係者（施工者及び設計者）と拠点間の距離を感じさせず、一元化された情報を共有する事ができる。

ワンデーレスポンスを支援

ワークフロー機能（事前打合せ機能）を利用することで、受注者からの質問、協議等の未回答案件を一覧で確認することができ、協議の迅速化が図れる。

入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化

システムから標準的な帳票を作成し提供

契約情報をもとに、契約名や工期等、繰り返し入力するような情報と併せて、システムから帳票を提供するため、入力を簡素化でき、帳票が統一化できる。

納品データの作成支援機能

日々やりとりされる関係書類を基に、成果の作成をシステムが支援するため、作業の簡素化と取りまとめ方法が統一化される。

講習会の開催やヘルプデスクの設置

ヘルプデスクの設置

受発注者双方が利用可能で、操作説明及び関連するガイドライン等の解説を含むヘルプデスクを設置することで、適切に実施ができる体制を整備。

操作説明会の開催

対象工事の有無にかかわらず、受発注者（職員育成の取り組みとして市町職員も含む）が参加可能な操作説明会を、毎年、県内5地区で開催し、適切に実施ができる体制を整備。

発注関係事務の適切な運用を図る

「発注関係事務の運用に関する指針」
が位置付ける各発注者における目的

発注関係事務の運用に関する指針（平成27年1月30日）
公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）第22条の規定に基づき、同法第3条に定める現在及び将来の公共工事の品質確保並びにその担い手中長期的な育成及び確保等の基本理念にのっとり、公共工事の発注者（以下「発注者」という。）を支援するために定めるものである。

各発注者が、同法第7条に規定する「発注者の責務」等を踏まえて自らの発注体制や地域の実情等に応じて発注関係事務を適切かつ効率的に運用できるよう、発注者共通の指針として、発注関係事務の各段階で取り組むべき事項や多様な入札契約方式の選択・活用について体系的にまとめたものである。

業務プロセス別に見た各システムと取り組む発注関係事務

「発注者の責務」等を踏まえ、広島県では発注関係事務を適切かつ効率的に運用するため、業務プロセス別または業務プロセスを跨いだシステム間を連携し、**情報の一元的管理と原本性を確保**しています。

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年 3 月 31 日法律第 18 号）

（発注者の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督及び検査並びに工事中及び完成時の施工状況の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

工事中情報共有システムの利用にかかる経費について

土木工事標準積算基準書の平成 27 年 4 月 1 日改定により、工事費の積算において間接工事費（技術管理費）の率分に「情報共有システムに係る費用（登録料及び利用料）を含む」と記載され、システムの利用について別途計上する必要はありません。

また、森林整備保全事業設計積算要領においても同様に別途計上する必要はありません。

業務プロセス

工事発注準備段階

入札契約段階

工事施工段階

完成後

供用段階

使用するシステム

データ連携

データ連携

データ連携

データ連携

データ連携

調達情報検索システム

県市町共同利用

電子入札等システム

県市町共同利用

工事中情報共有システム

（ヘルプデスクや操作説明会を含め）市町へ提供【準備中】

保管管理システム

市町へ提供【準備中】

データ連携

データ連携

データ連携

アセットマネジメントシステム

広島県単独利用

適切な技術検査・工事成績評定等

受注者との情報共有や協議の迅速化

入札及び契約に関する書類、図面等の簡素化・統一化

発注者自らの体制の整備

取り組む発注関係事務